

# 絶滅のおそれのある 山野草の仲間を買わないで!!

ただし

アツモリソウ等7種(特定国内希少野生動植物種)の人工繁殖株については、「種の保存法」に基づく届出をした事業者からなら購入できます。

## 特定国内希少野生動植物種(7種)

種の保存法：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律



オキナワセッコク

平成20年8月に新たに追加



アツモリソウ



レブンアツモリソウ



ハナシノブ



アマミデンド



ホテиаツモリ



キタダケソウ

特定国内希少野生動植物種を取り扱う事業者の方は届出が必要です。

特定国内希少野生動植物種の譲り渡し等の業務を伴う事業を行うには、あらかじめ、環境大臣及び農林水産大臣への届出が義務付けられています。  
(種の保存法 第30条)

届出をしている事業者はステッカーを掲示しています。

## 特定国内種事業者

(特定国内希少野生動植物種を取り扱う事業者)

事業者番号

本事業者は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第78号)第30条第1項に基づき環境大臣及び農林水産大臣に届出を行っており、以下の特定国内希少野生動植物種を取り扱うことができます。

取り扱い特定国内希少野生動植物種

アツモリソウ	ホティアツモリ	レブンアツモリソウ	アツモリソウ	ハナシノブ	キタダケソウ	オキナワセッコク

環境省・農林水産省

本部の連絡先: 環境省(環境政策課) 電話: 03-3501-3111

「種の保存法」で採取、損傷及び譲渡し等が規制されている国内希少野生動植物種(植物)

【おしだ科】アマミデンド、【つつじ科】ムニンツツジ、ヤドリコケモモ、【のぼたん科】ムニンノボタン、【らん科】アサヒエビネ、ホシツルラン、チョウセンキバナアツモリソウ、ホティアツモリ、レブンアツモリソウ、アツモリソウ、オキナワセッコク、コゴメキノエラン、シマホザキラン、クニガミトンボソウ、【こしょう科】タイヨウフウトウカズラ、【とべら科】コバトベラ、【はなしのぶ科】ハナシノブ、【きんぼうげ科】キタダケソウ、【くまつばら科】ウラジロコムラサキ 【ちゃせんしだ科】ヒメタニワタリ、【きく科】コヘナラレン、【はいのき科】ウチダシクロキ、【しそ科】シマカコソウ 計23種(平成20年8月現在)

これらの種以外にも都道府県条例によって独自に取引規制されている種があります。

## 「種の保存法」による取引規制等の概要（詳細は環境省ホームページ等を参照してください。）

- 国内希少野生動植物種に指定されている種については、販売・頒布目的の陳列と、譲渡し等（あげる、売る、貸す、もらう、買う、借りる）は原則として禁止されています（法第12条、第17条）。
- 陳列・譲渡し等の禁止の対象となるのは、個体（生死は問わない）・器官・加工品です。
- また、捕獲等（捕獲、採取、殺傷、損傷）についても原則として禁止されています（法第9条）。

## 特定国内種事業

- 国内希少野生動植物種のうち、商業的繁殖が可能である等の一定の条件を満たすものとして指定された、7種の植物種（表面写真参照）は、特定国内希少野生動植物種に指定されています（法第4条第5項）。
- これらの人工繁殖株については、あらかじめ届け出ることにより、譲渡し等の業務を伴う事業（特定国内種事業）を行うことができます。



手続き方法、届出書等の書類は下記のホームページから入手可能です。

<http://www.env.go.jp/info/one-stop/08/026.html>（環境省HP）

<http://www.maff.go.jp/j/denmado/tetsuduki/C0024.html>（農林水産省HP）

## 特定国内種事業を行う事業者の義務（違反した場合は罰則の適用もあります。）

### ①特定国内種事業の届出

農林水産省と環境省（事業所の所在地域の事務所）の両方にご提出ください。

### ②仕入れ記録（記載台帳）の記載と保存

記載台帳の保存は5年となります。

また、農林水産大臣及び環境大臣の求めにより、記載台帳をご提出いただく場合があります。

### ③報告徴収及び立入検査の受入れ

農林水産省及び環境省が特定国内種事業に関し報告を求めたり、施設への立入りや書類等の検査を行う場合があります。

## 届出書の提出及び問合せ先

### 農林水産省 生産局生産流通振興課花き産業振興室

住 所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話番号 03-3593-6496

### 環 境 省（事業所所在地を管轄する下記の地方環境事務所等野生生物課）

北海道地方環境事務所 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	TEL 011-299-1954	北海道道東地方以外
釧路自然環境事務所 〒085-8639 釧路市幸町10-3 釧路地方合同庁舎	TEL 0154-32-7500	北海道道東地方 （網走・釧路・根室支庁の区域等）
東北地方環境事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	TEL 022-722-2876	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東地方環境事務所 〒330-6018 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル	TEL 048-600-0817	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 神奈川、新潟、山梨、静岡、東京
長野自然環境事務所 〒380-0846 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎	TEL 026-231-6573	長野
中部地方環境事務所 〒460-0003 名古屋市中区錦3-4-6 桜通天津第一生命ビル	TEL 052-955-2139	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重
近畿地方環境事務所 〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マーチャンダイズマートビル	TEL 06-4792-0706	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国四国地方環境事務所 〒700-0984 岡山市桑田町18-28 明治安田生命岡山桑田町ビル	TEL 086-223-1561	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、 香川、愛媛、高知
九州地方環境事務所 〒862-0913 熊本市尾ノ上1-6-22	TEL 096-214-0339	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、 鹿児島
那覇自然環境事務所 〒900-0027 那覇市山下町5-21 沖縄通関社ビル	TEL 098-858-5824	沖縄